

スクールバス運行規則

ホーチミン日本人学校

第 1 章 総 則

- 第1条 この規則はホーチミン日本人学校運営委員会規則（以下運営委員会規則という）
第17条に基づき、学校のスクールバス運行について定める。
- 第2条 運営委員長は、学校のスクールバス運行に関し、この規則の定めるものの他、その権限と責任において細目を定めることができる。

第 2 章 目 的・責 任 の 所 在

- 第3条 「人命及び安全第一」を基本方針とし、児童生徒がスクールバスを利用してより安全に、より確実に、集団で通学すること、また、学習活動に活かすことを目的とする。
前項以外に、児童生徒の学習活動に支障がない範囲内において、PTA活動並びに校務車として活用することができる。
- 第4条 通学または校外学習等のためのスクールバスに乗車中の児童生徒は、保険の範囲内で補償の対象とする。
前項以外に、PTA活動並びに校務車として利用した者についても、保険の範囲内で補償の対象とする。
- 第5条 通学時における児童生徒の安全責任は保護者が負うものとし、原則自宅からバス停までは保護者が児童生徒に同行することとする。学習活動にバスを利用する際の安全責任は日本人学校運営委員会（以下『運営委員会』と呼ぶ）が負うものとする。
但し、保険で補償できる範囲内の責任とする。

第 3 章 組 織・役 割

- 第6条 種々の危険から保護することと、スクールバスが円滑に運行されることを目的として、スクールバス利用者連絡会（以下『利用者連絡会』と呼ぶ）を設置する。
- 第7条 利用者連絡会に次の役員を置く。
スクールバス担当 …… 1名
スクールバス副担当 …… 1名
スクールバス係 …… 複数名
- 第8条 スクールバス係（以下『バス係』と呼ぶ）の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合はこれを補う。
- 第9条 利用者連絡会は、下記を持って構成する。
保護者代表 …… バス担当1名・バス副担当1名
原則として各号車バス係1名
学校代表 …… 2名
※ バス運行会社より数名オブザーバー参加
- 第10条 バス担当は、選考によって選出する。また再任は妨げない。

各号車バス係は、各号車内で選出する。欠員があった場合の選出も同様とする。他のPTA委員との兼任は妨げない。また再任も妨げない。バス副担当は、PTA副会長が兼任する。

- 第11条 バス担当は、利用者連絡会を代表し一切の会務を統括する。
バス副担当は、バス担当を補佐する。
号車バス係は、各号車を取りまとめる。
- 第12条 バス担当は、年度当初に定期利用者連絡会を開催する。その他必要に応じてバス担当は利用者連絡会を招集することができる。
- 第13条 利用者連絡会内で決定する事項は以下のとおりとする。
1 基本運行ルート上の駐車場の決定
2 スクールバス運行に関わる諸事項は、学校側の要請に基づき利用者連絡会内で決定する。ただし、スクールバスの台数に関わること、スクールバス運営費、基本運行ルート、その他スクールバス運行上の重要事項は、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定するものとする。
- 第14条 この利用者連絡会の事務局はホーチミン日本人学校に置く。

第 4 章 基本運行ルートの制定と見直し・バス台数

- 第15条 基本運行ルートの制定と見直しは、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。年度初めにおいては、運営委員会の決定までの間、暫定ルートで運行する。
- 第16条 基本運行ルートは、出発地点から到着地点（日本人学校）までの所要時間を、原則1時間以内とする。（「1時間規定」と呼ぶ）
- 第17条 基本運行ルート上の駐車場所は、利用者連絡会が決定する。
- 第18条 基本運行ルートに運用上の支障が発生した場合は、利用者連絡会が変更することができる。運営委員会の承認は、事後承認を可とする。また、緊急を要する場合は、校長が対応を決定し、運営委員長に報告する。
- 第19条 バスの台数については、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。

第 5 章 スクールバス使用料

- 第20条 スクールバス使用料については、「入学金・授業料及びスクールバス使用料徴収並びに滞納者対応規則」に従う。
学習活動及び公務車としての活用に対し、学校運営費からの使用料総額の50%を限度として負担する。

第 6 章 保護者理解と安全対策

- 第21条 利用者連絡会は、保護者並びにスクールバスに関わるものが、スクールバス運行に関する諸事項及び安全対策について理解するように「スクールバス利用の手引き」を作成する。
- 第22条 利用者連絡会は、スクールバス運行時における安全対策を図るため、危機管理体制を明示する。

第 7 章 改 正

第 2 3 条 この規則は、運営委員の過半数が出席し、その過半数の賛成により改正できる。

第 8 章 付 則

第 2 4 条 この規則は、2002年11月1日から施行する。
この規則は、2003年 8月1日から施行する。
この規則は、2004年 1月1日から施行する。
この規則は、2009年 4月1日から施行する。
この規則は、2010年 4月1日から施行する。
この規則は、2014年 4月1日から施行する。
この規則は、2018年 4月1日から施行する。
この規則は、2018年 4月1日から施行する。
この規則は、2019年 4月1日から施行する。
この規則は、2021年 1月18日から施行する。
この規則は、2023年 1月11日から施行する。